

社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会指定居宅介護等事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する指定居宅介護等事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び刈谷市地域生活支援事業実施要綱に規定する移動支援（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が居宅支給決定等を受けた利用者及び障害児に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時の支援、生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業所の従業者は、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業所は、事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者、その他保健、医療、福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 刈谷市社会福祉協議会訪問介護事業所

(2) 所在地 刈谷市下重原町3丁目120番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職 種	員数等	職務の内容
-----	-----	-------

管理者	1名 (常勤職員でサービス提供責任者を兼務)	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
サービス提供責任者	4名以上 (常勤職員うち1名は常勤職員で管理者)	事業所に対する訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護等計画の作成等を行う。
訪問介護員	常勤換算 4.8名以上 (うち1名はサービス提供責任者を兼務)	居宅介護等の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び1月2日、1月3日並びに12月29日から12月31日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(事業所の体制)

第6条 事業所の体制は、次のとおりとする。

(1) 営業日及び営業時間以外もサービス提供が可能な体制とするものとする。

(2) 電話等により、常時連絡が可能な体制とするものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、刈谷市全域とする。

(居宅介護等の内容及び主たる対象者)

第8条 居宅介護等の内容は、居宅介護(身体介護、家事援助、通院等介助)、重度訪問介護、同行援護及び移動支援とする。

2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児
- (4) 精神障害者
- (5) 難病等対象者

(利用者から受領する費用の額)

第9条 前条に定めるサービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。ただし、刈谷市が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道5キロメートル以下の場合 100円
- (2) 事業所から片道5キロメートルを超える場合は、100円に5キロメートル増すごとに100円を加算した額

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等のための措置を次のとおり講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者及び担当者の選定並びに設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待防止研修（身体拘束適正化研修も含む）の実施
- (5) 虐待防止委員会の開催及びその結果の従業者への周知徹底

2 事業所は、虐待の可能性が考えられる利用者及び障害児を発見した場合は、速やかにこれを関係市町村等に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第11条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者及び障害児の生命並びに身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の

利用者及び障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束の適正化を図るための措置を次のとおり講ずる。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の開催及びその結果の従業者への周知徹底

(2) 身体拘束の適正化マニュアルの整備

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者及び障害児に症状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、利用者及び障害児に対して適切な居宅介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

(3) 虐待防止に関する研修 年1回以上

(4) ハラスメントに関する研修 年1回以上

2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 従業者は、業務上知り得た利用者及び障害児又は、その家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 事業所は、指定居宅介護等の提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本会与事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。